



滝野東小学校だより

令和2年9月1日 文責 神田

PTA 奉仕作業 窓がピカピカになりました

8月22日(土)の早朝より、PTA 評議員の皆様と教職員とで窓拭き作業を実施しました。例年ならば前半に屋外での作業、後半に窓拭き作業をお願いしていましたが、感染症対策と熱中症対策を考慮して、今年度は、前後半ともに窓拭き作業を実施しました。学級委員会、環境委員会、広報委員会、安全体育委員会、ふるさと委員会、厚生委員会と6つの委員会ごとに場所を分担しました。どの教室の窓もきれいに拭いて下さいました。



8月24日(月)の朝、廊下の窓を開けるために校舎内を回っていると、どの窓もピカピカでした。窓拭きをして下さった評議員の皆様の気持ちが、きれいな窓に映し出されているように感じました。おかげさまで、子どもたちは気持ちよく学習できています。ありがとうございました。

速やかな情報提供をお願いします

近隣の市町村では、感染症の拡大が続いています。本校でも、PCR 検査にまつわる質問をいただくことが増えてきました。例えば、ご家族が濃厚接触者に特定されていなくても、同じ職場で働く人がPCR 検査を受けた等の問い合わせです。加東市では、「加東市立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」に基づいて下記のように対応しています。該当する場合は、速やかな情報提供をお願いします。

【出席停止の取り扱い】(次の場合は、自宅待機をしていただいています)

(1) 児童生徒の感染が判明した場合や児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合

①感染が判明した場合

感染が判明した日から、専門医が治癒と診断し、登校を許可する前日まで

②濃厚接触者と認定された場合

認定された日から、健康福祉事務所が指示された日までの間

※感染の疑いの情報をすみやかに学校に知らせて下さい。保護者の方よりも先に健康福祉事務所より連絡が入る場合があります。

※学校は、感染した児童生徒に対する差別や偏見が生じないように、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に指導を行います。

(2) 児童生徒と同居する家族が濃厚接触者(疑い)とされた場合

①家族に感染者との濃厚接触が疑われる場合

- ・自宅待機要請から健康福祉事務所により濃厚接触者でないと確認がなされるまで
- ・濃厚接触者の認定後、陰性が確認されるまで

※保護者の申し出があった場合や理解が得られる場合は、登校の自粛を要請する。

(3) 発熱等の風邪症状がある場合

①児童生徒に発熱等の風邪症状がある場合

児童生徒に発熱等の風邪症状が出た日から、その症状がなくなった日までの間を出席停止とする。

※比較的軽い風邪の症状であっても4日以上続く場合は、加東健康福祉事務所に相談して下さい。

②児童生徒や家族が発熱等の症状よりPCR 検査を受けた場合

児童生徒がPCR 検査の結果、陰性となった場合は、受診した医療機関や健康福祉事務所が指定した日までの間を出席停止とする。自宅待機の期間を指示されなかった場合は、治癒日までの間を出席停止とする。同居の家族に感染が疑われる発熱等の風邪の症状がある場合も同様に出席停止とする。家族がPCR 検査を受けた場合は、陰性の判定の日までの間を出席停止とする。

